

東京都 第1回カーボンクレジット創出セミナー

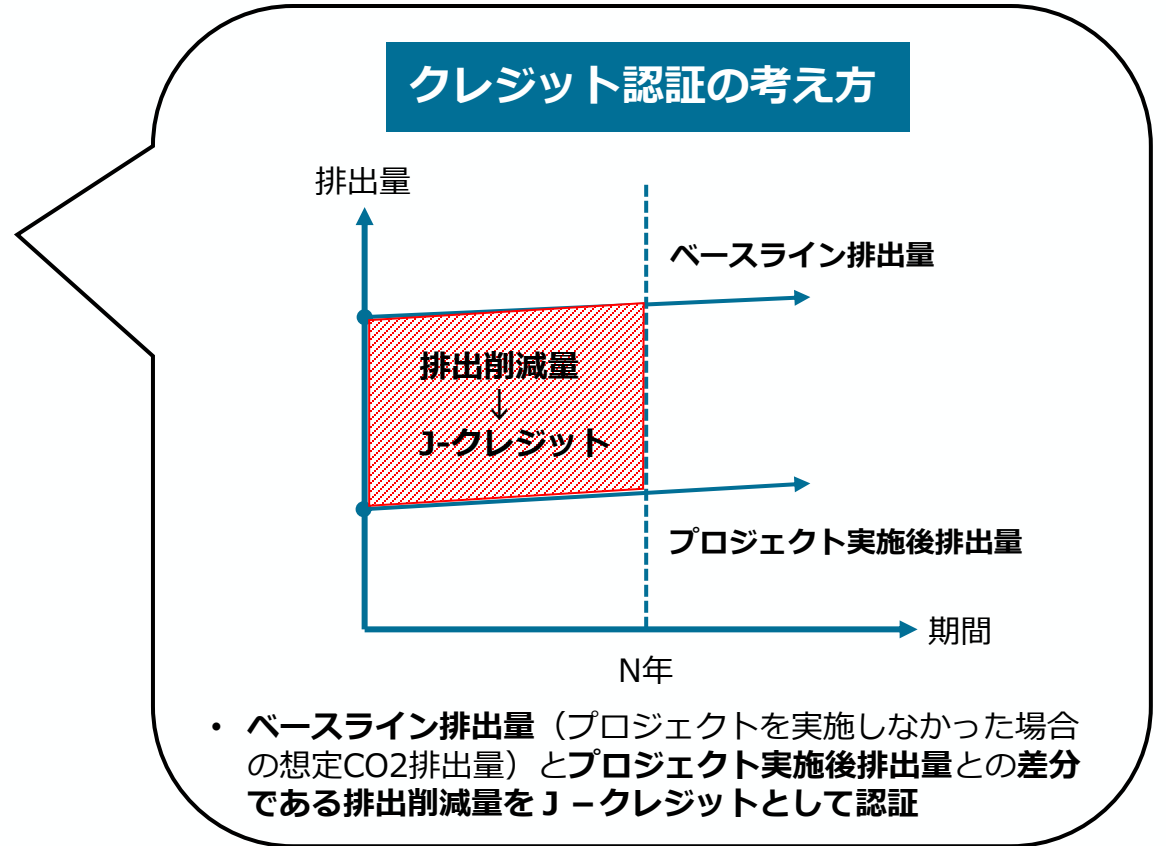
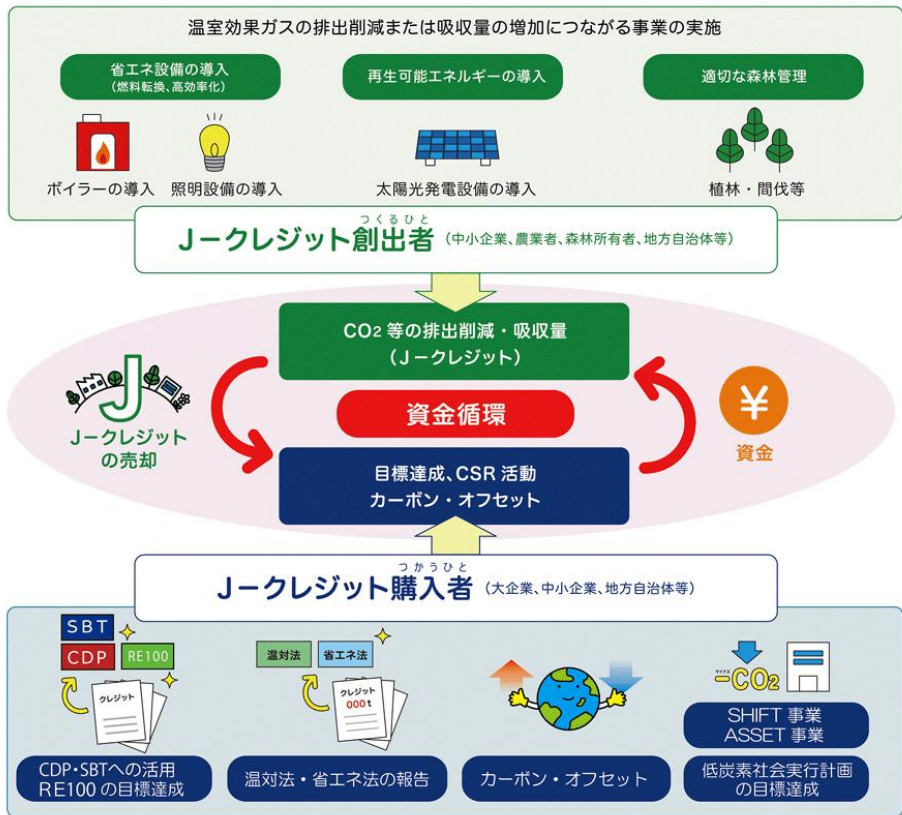
J-クレジット制度における プログラム型プロジェクトについて

2026年3月

経済産業省 GX推進企画室

J-クレジット制度の概要

- J-クレジット制度は、日本国内の排出削減・吸収の取組についてクレジット認証を行う制度で、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- クレジットをインセンティブとして省エネ・低炭素投資等を促進するとともに、国内の資金循環を生み出すことで、経済と環境の好循環を促進する。



J-クレジット制度の対象事業

- J-クレジットの創出には本制度で策定された**方法論※**に基づいていることが必要。
- 方法論とは排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法等を規定したもの。
- 承認された方法論に該当しない排出削減・吸収活動を行おうとする場合は、方法論策定規程に従って方法論を提案することができる。

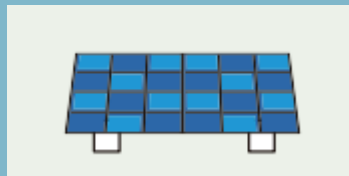
※2026年1月時点で74の方法論を承認

<省エネ設備の導入>



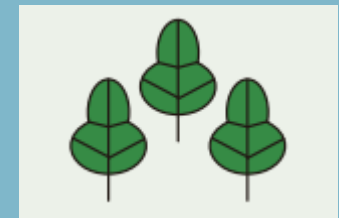
- (例)
- ボイラーの導入
 - 照明設備の導入
 - 空調設備の導入
 - コージェネレーションの導入

<再エネの導入>



- (例)
- バイオマス燃料（固形・液体）による化石燃料の代替
 - 太陽光発電設備の導入

<適切な森林管理>



- (例)
- 森林経営計画に基づいた間伐・植林等

プロジェクト登録・クレジット認証の流れ

- 審査機関がプロジェクトの妥当性や認証量を確認し、有識者で構成される認証委員会で審議する。

プロジェクト登録

① J-クレジット制度への参加検討。プロジェクト計画書の作成

↓
設備情報や燃料使用量等のデータから、排出削減計画やプロジェクト登録要件等をプロジェクト計画書に記載。

② プロジェクト計画書の妥当性確認

↓
計画書の記載に誤りがないか、設備は適切に稼働しているか等の妥当性を審査機関が確認。

③ プロジェクト登録の申請

④ プロジェクト登録に関する審議（認証委員会）

プロジェクト登録

クレジット認証

① データのモニタリング、収集。モニタリング報告書の作成

↓
プロジェクト計画書に従い、必要データのモニタリング・収集を実施。排出削減量を算定し、報告書に記載。

② モニタリング報告書の検証

↓
報告書の記載に誤りがないか、設備は適切に稼働しているか、認証量等を審査機関が確認。

③ クレジット認証申請

④ クレジット認証に関する審議（認証委員会）

クレジット認証

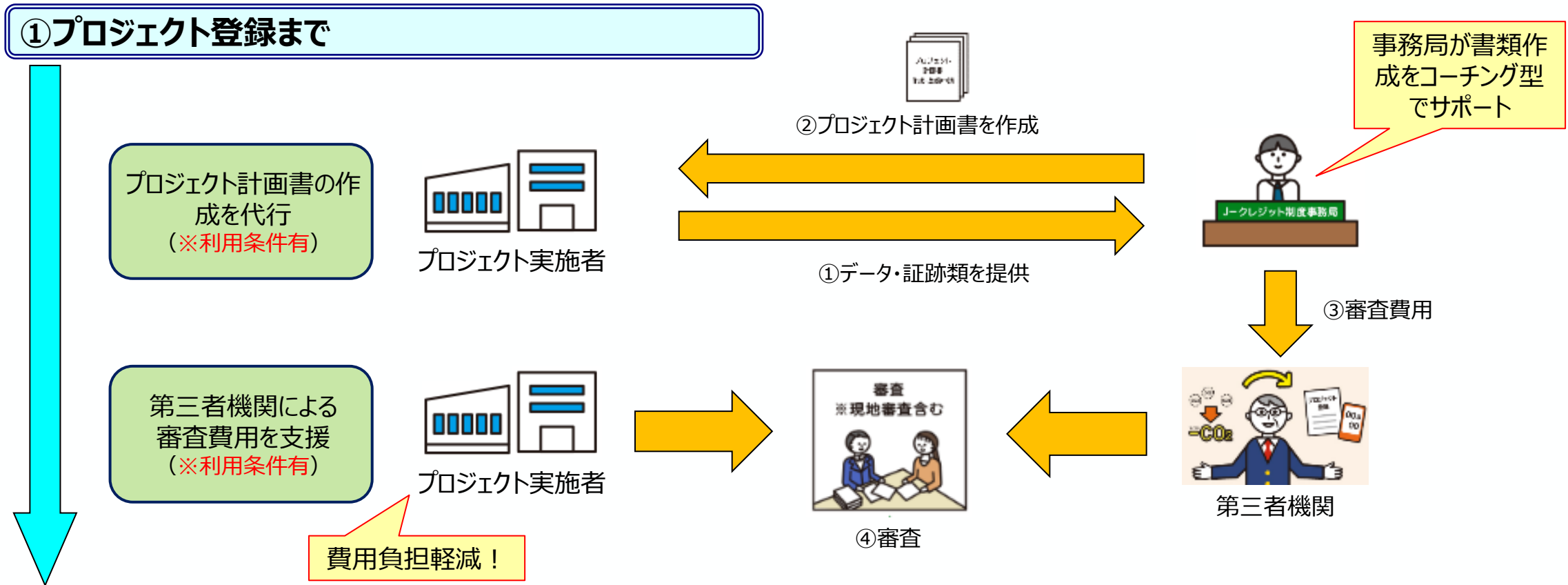
J-クレジット制度への参加検討におけるポイント

- J-クレジット制度参加において、設備の稼働時期や投資回収年数等、いくつかの要件が存在。

- 日本国内で実施されること。
- 本制度で定められた方法論が適用できること。
- **プロジェクト登録を申請する日の2年前以降に稼働した設備が対象であること。**
- **クレジットの認証対象期間は、プロジェクト登録申請日又はモニタリングが可能になった日のいずれか遅い日から8年間（森林経営活動プロジェクトは登録申請した年度の開始日から最大16年間）。ベースラインを再設定しても削減が見込まれる場合最大16年まで延長が可能（過去分は除くことに注意）。**
- 類似制度（例：グリーン電力証書）や本制度において、同一内容の排出削減活動がプロジェクト登録されていないこと。
- **追加性を有すること。**
- 審査機関による第三者認証を受けていること。
- 森林プロジェクトの場合のみ、プロジェクト終了後も継続的（10年間）に適切な森林管理を実施、報告すること（永続性担保措置）。
- クレジットを他者に移転・発行した場合、その削減価値は主張できなくなること。

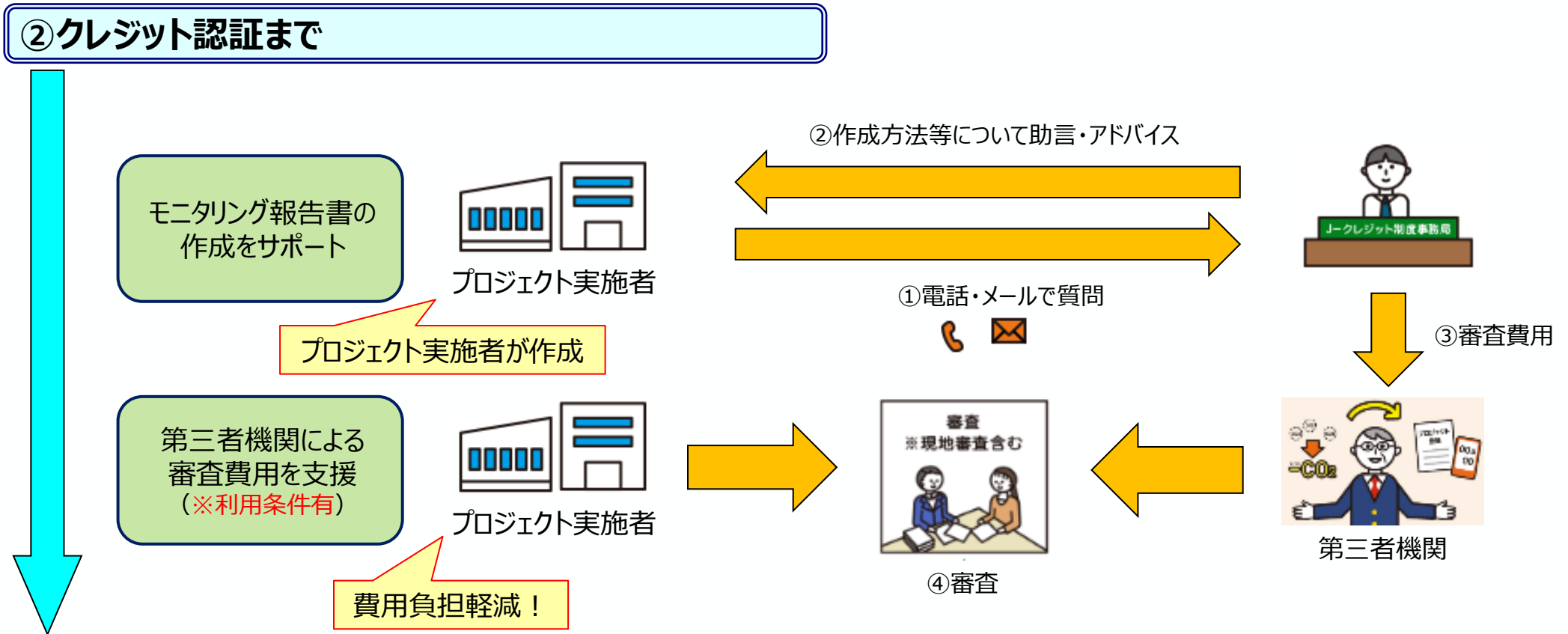
国・事務局による手続支援について

- 国・事務局では、以下の手続支援を用意
 - ①プロジェクト登録まで：プロジェクト計画書作成をコーチング型でサポート、審査費用を支援
 - ②クレジット認証まで：モニタリング報告書作成をサポート、審査費用を支援



国・事務局による手続支援について

- 国・事務局では、以下の手続支援を用意
 - ①プロジェクト登録まで：プロジェクト計画書作成をコーチング型でサポート、審査費用を支援
 - ②クレジット認証まで：モニタリング報告書作成をサポート、審査費用を支援



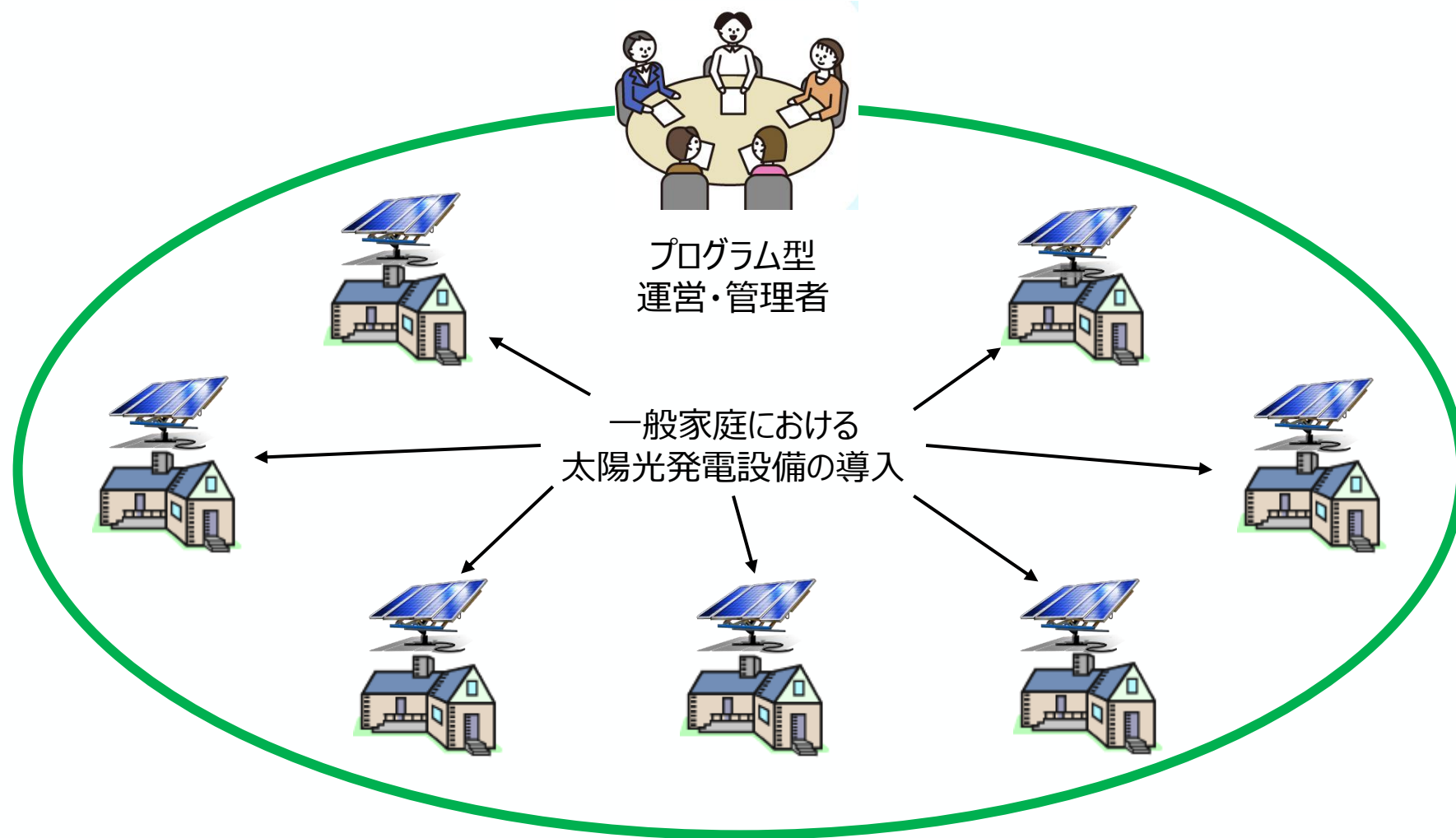
プログラム型プロジェクトとは

- プロジェクトの登録形態には、一般的な形（通称“通常型”）の他に「**プログラム型**」がある。
- プログラム型プロジェクトとは、一定の**追加的要件**を満たす**同種**の排出削減・吸収活動（「**個別活動**」）を**複数取りまとめて**1つのプロジェクトとし、**個別活動を随時追加することができる**タイプのプロジェクト。 ※「追加的要件」「同種」については後述。
- 個別活動を取りまとめてプログラム型プロジェクトを登録・運営する者を「**プログラム型運営・管理者**」、個別活動を実施する者を「**会員**」、会員が取りまとめに合意することを「**入会**」という。

登録形態	説明	想定されるプロジェクト登録者
通常型	予め特定した設備・施設・場所等における排出削減・吸収活動を1つのプロジェクトとして登録。 （特定する設備・施設・場所等は複数でも構わないが、プロジェクト登録後に新たな設備・施設・場所等を追加することは原則不可。プロジェクト計画変更が必要となる）	<プロジェクト実施者> <ul style="list-style-type: none">工場や事業所等にて設備更新をする企業・自治体等森林経営計画の下で森林を経営する企業・自治体等
プログラム型	規約等に会員の義務を定め合意を得るなど適切な運営・管理体制の下で同種・複数の削減・吸収活動を取りまとめ1つのプロジェクトとして登録。 <メリット> <ul style="list-style-type: none">① 単独ではプロジェクト登録が難しい小規模な個別活動（家庭での太陽光発電設備の導入、あちこちで小規模に行われる再造林等）でもJ-クレジット創出が可能。② プロジェクト登録時には未計画な活動も後から随時追加でき、クレジット創出量を拡大していくことが可能。③ 活動追加時にプロジェクト計画変更や審査が不要なので手間・コストを減らすことが可能。	<ul style="list-style-type: none">燃料供給会社商店街組合/農協設備販売/施工会社補助金交付主体（自治体等）再造林活動の実施者

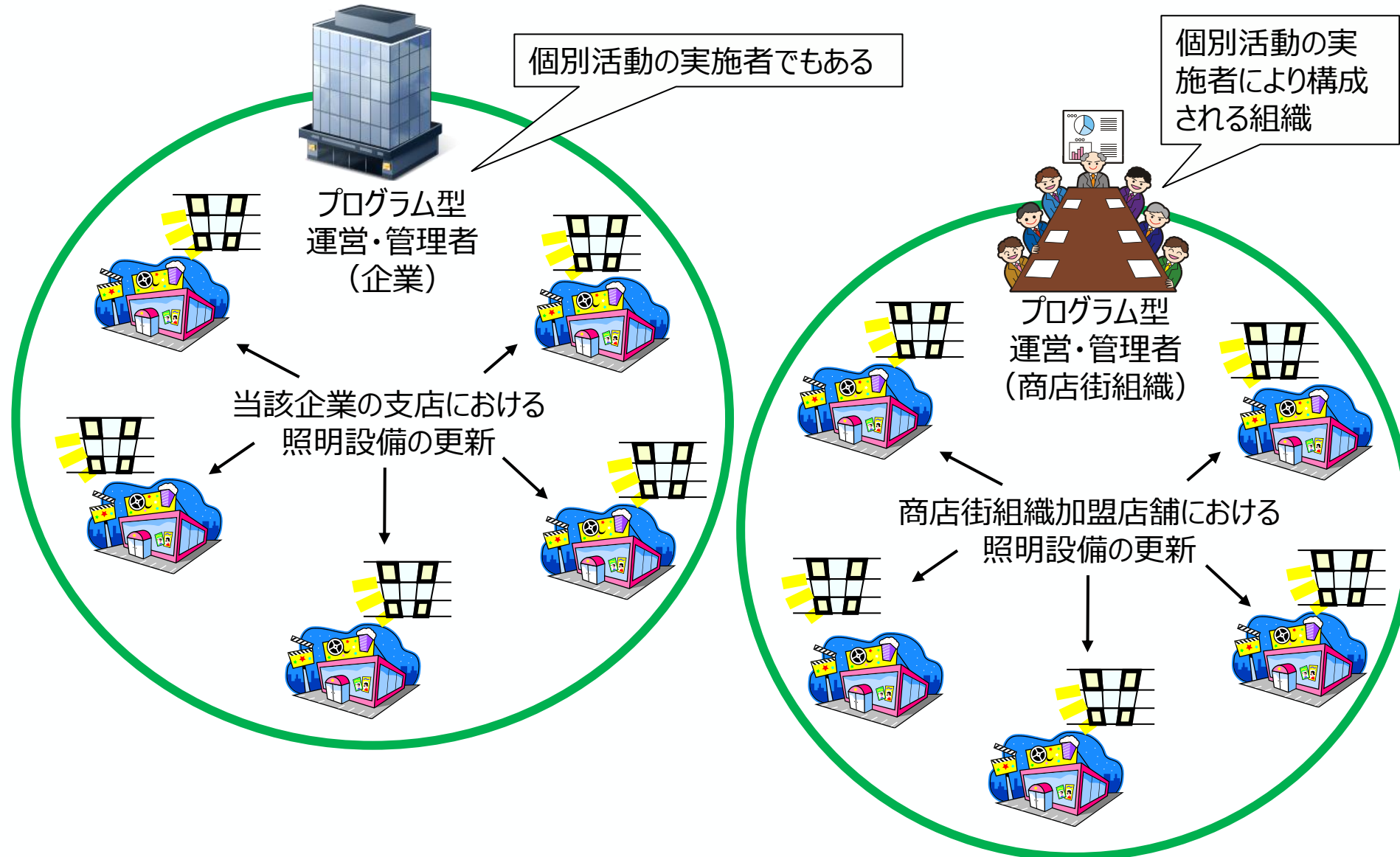
プログラム型プロジェクトとは：パターン例①

(例) 一般家庭における太陽光発電設備の導入



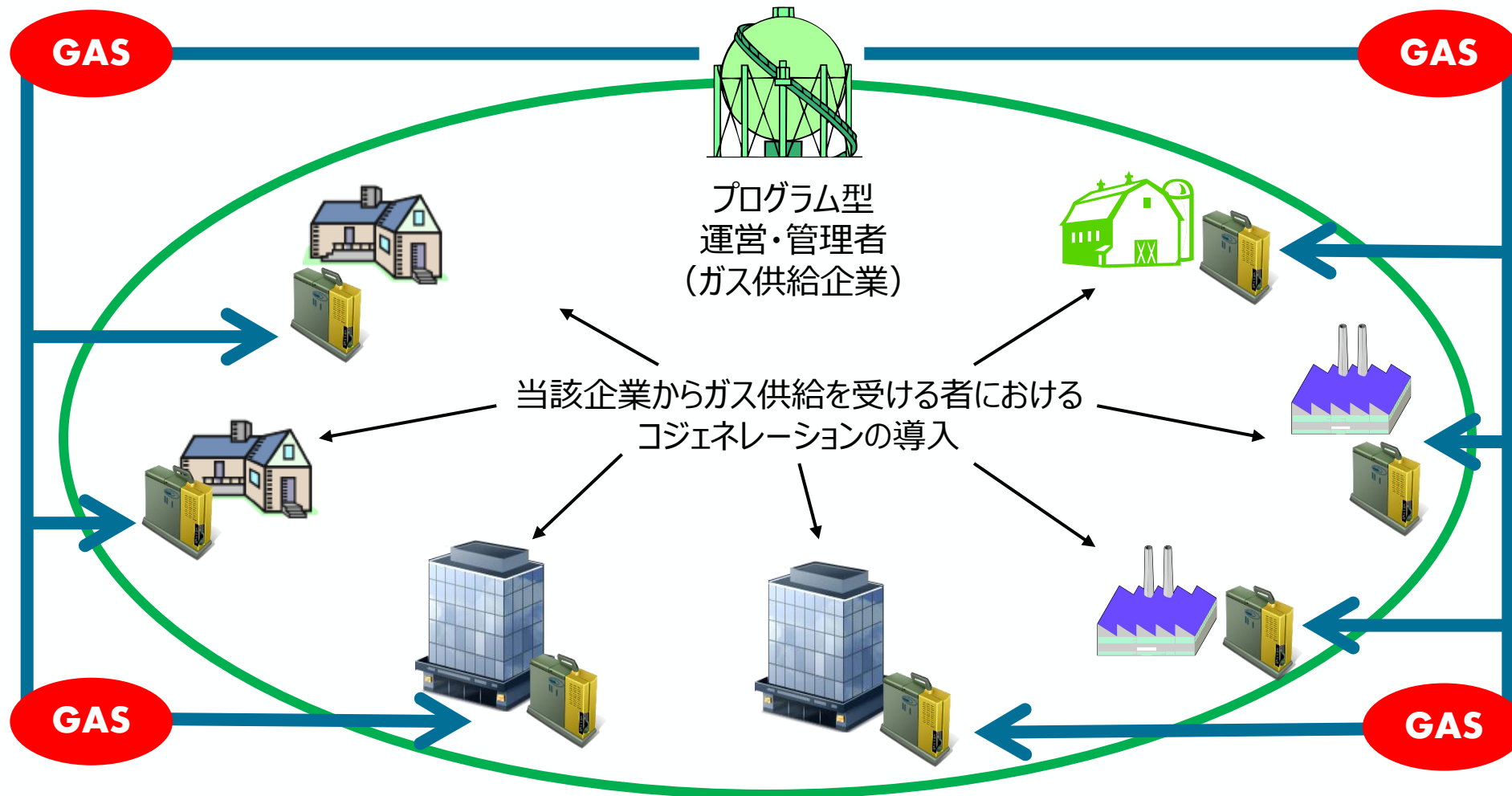
プログラム型プロジェクトとは：パターン例②

(例) プログラム型運営・管理者となる企業の支店や、同じく商店街組織の加盟店舗における照明設備の更新



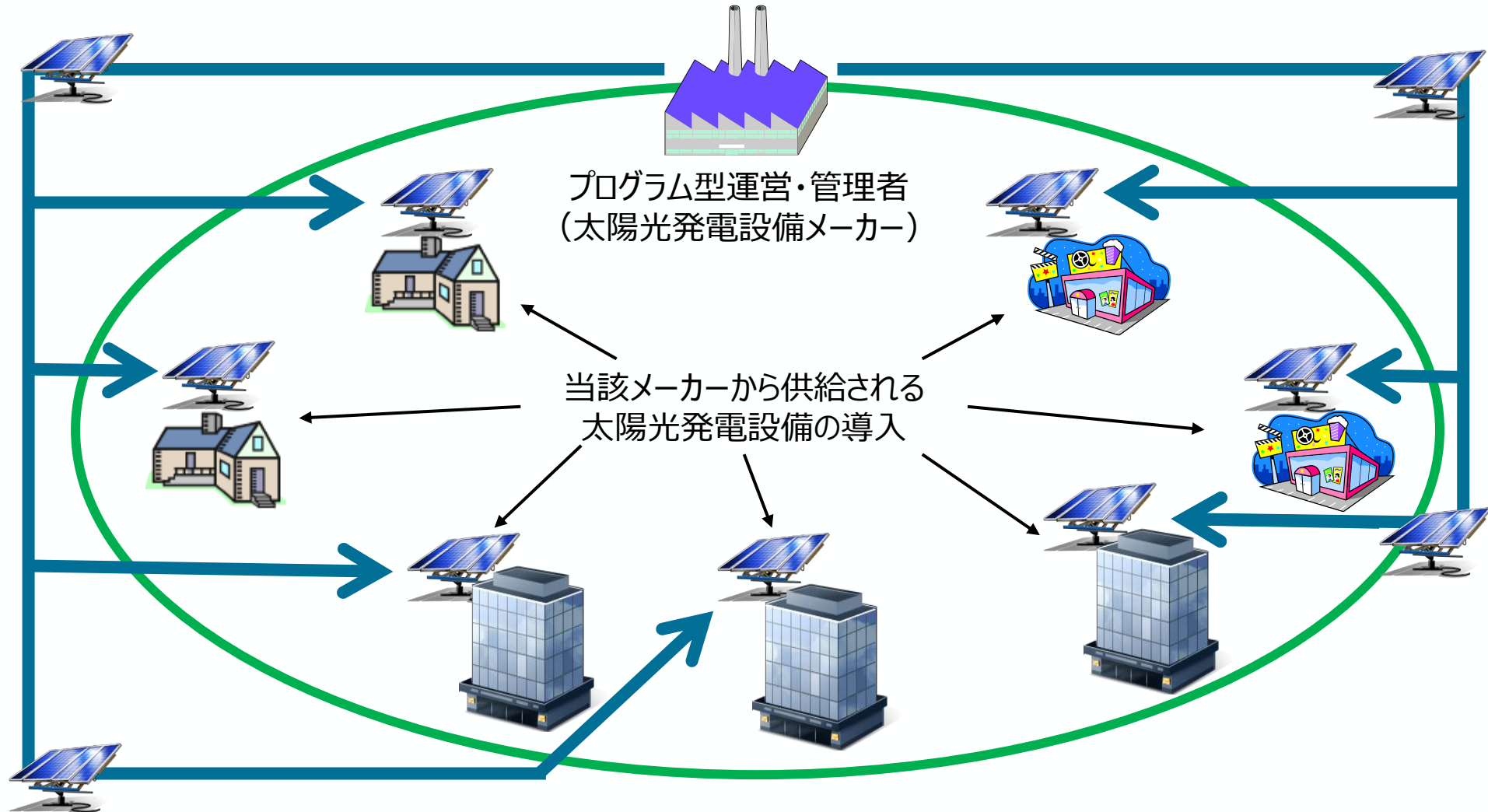
プログラム型プロジェクトとは：パターン例③

(例) プログラム型運営・管理者となる企業からガス供給を受ける者におけるコジェネレーションの導入



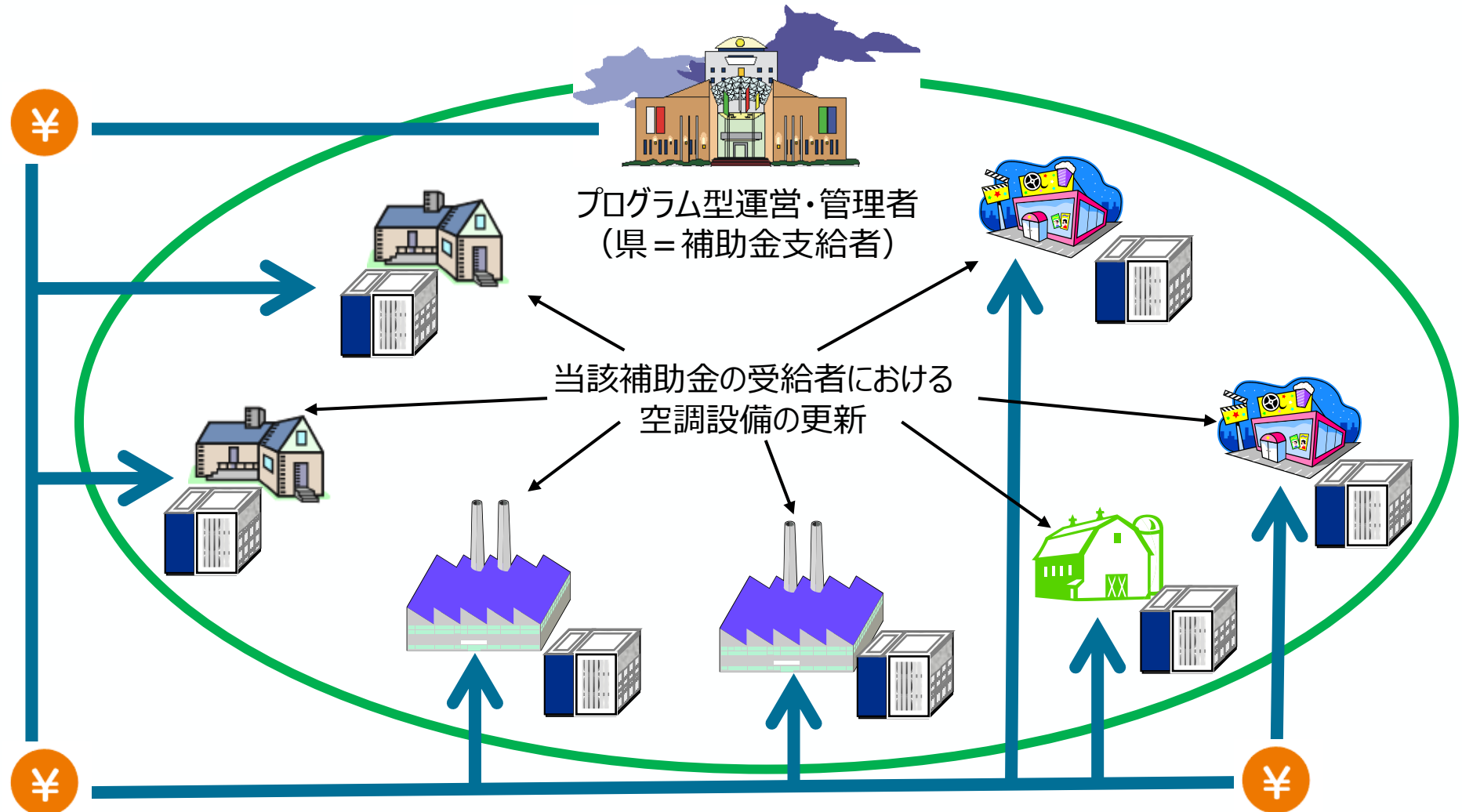
プログラム型プロジェクトとは：パターン例④

(例) プログラム型運営・管理者となる企業から供給される太陽光発電設備の導入



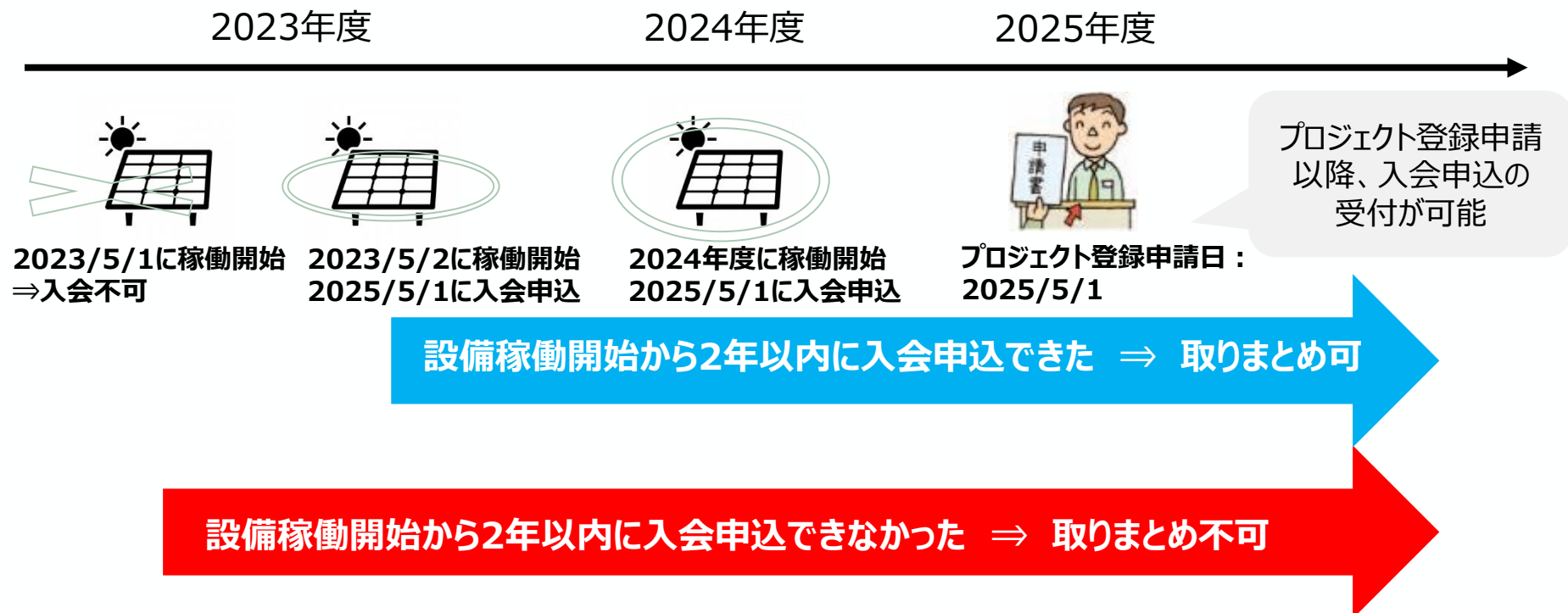
プログラム型プロジェクトとは：パターン例⑤

(例) ある県の低炭素社会づくり補助金の受給者における当該補助金を利用した空調設備の更新



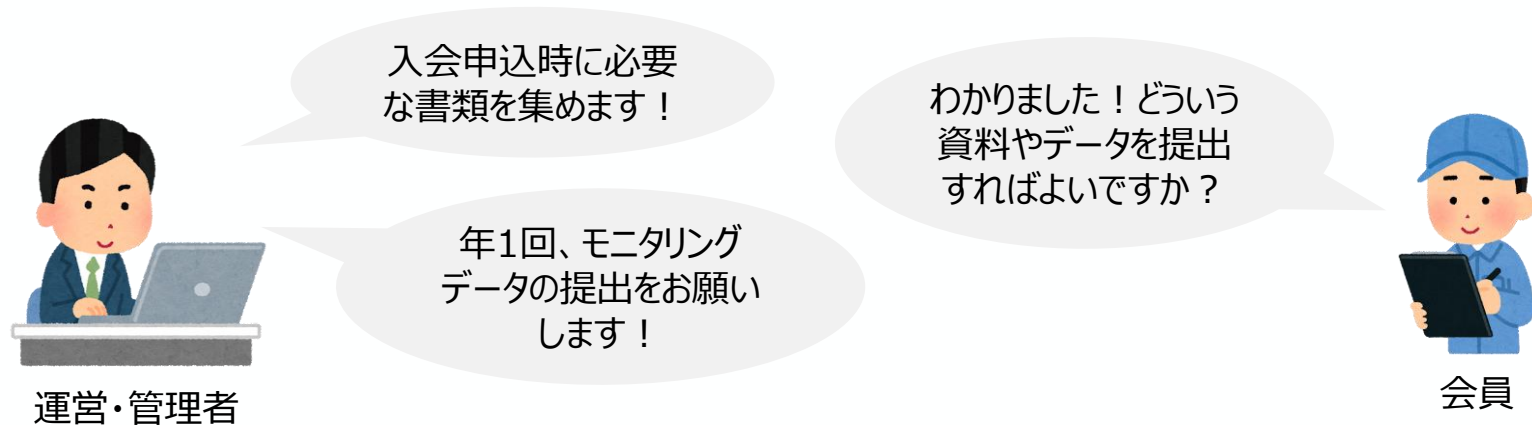
個別活動の開始、プロジェクト登録の申請、入会申込みに関するタイムライン

- プログラム型プロジェクトで取りまとめられる個別活動は、入会申込日の2年前以降に開始された（例えば設備が稼働した）活動でなければならない。 <2年前ルール>
- 入会申込日は、審査機関によるプロジェクト計画書の妥当性確認が完了し、プロジェクト登録を申請した日以降でなければならない。
 - 登録が承認されたプロジェクトは登録申請日から“有効”となるので、プロジェクト有効化以後の申込（取りまとめられることへの会員の合意）でなければ入会も有効とはならない。
 - 活動開始日は、例えば設備稼働については「工事完了報告書」や「契約書」等の証跡で確認。



プログラム型プロジェクトにおける各種情報およびモニタリングデータの収集

- プロジェクト計画書の内容に沿って、入会申込時に個別活動の必要情報を収集。
- プロジェクト計画書の内容に沿って、排出削減・吸収量 = クレジット認証量の算定に必要なモニタリングデータを各会員から収集。



入会申込時に必要な情報の例

- 環境価値、クレジット収益に関する合意
 - 設備の設置場所、稼働開始日
 - 投資回収年数を計算するための資料
 - 入会条件を満たしているか確認するための資料
- etc...

モニタリングデータの例

- (太陽光設備の導入の場合)
太陽光発電設備による発電量、売電量
- (ボイラーの更新の場合) 燃料使用量
- (木質バイオマス発電への更新の場合)
バイオマス燃料の運搬に使用した燃料量、バイオマス燃料の使用量など

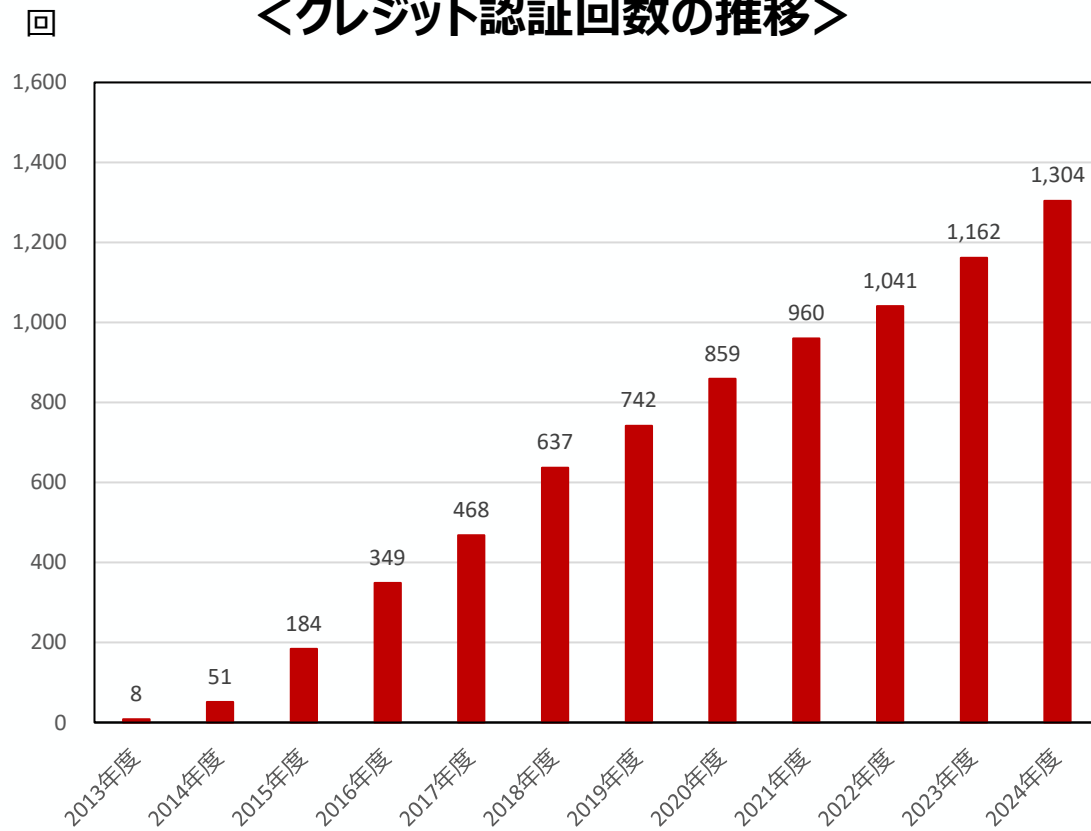
etc...

J-クレジット制度の最近の動向①

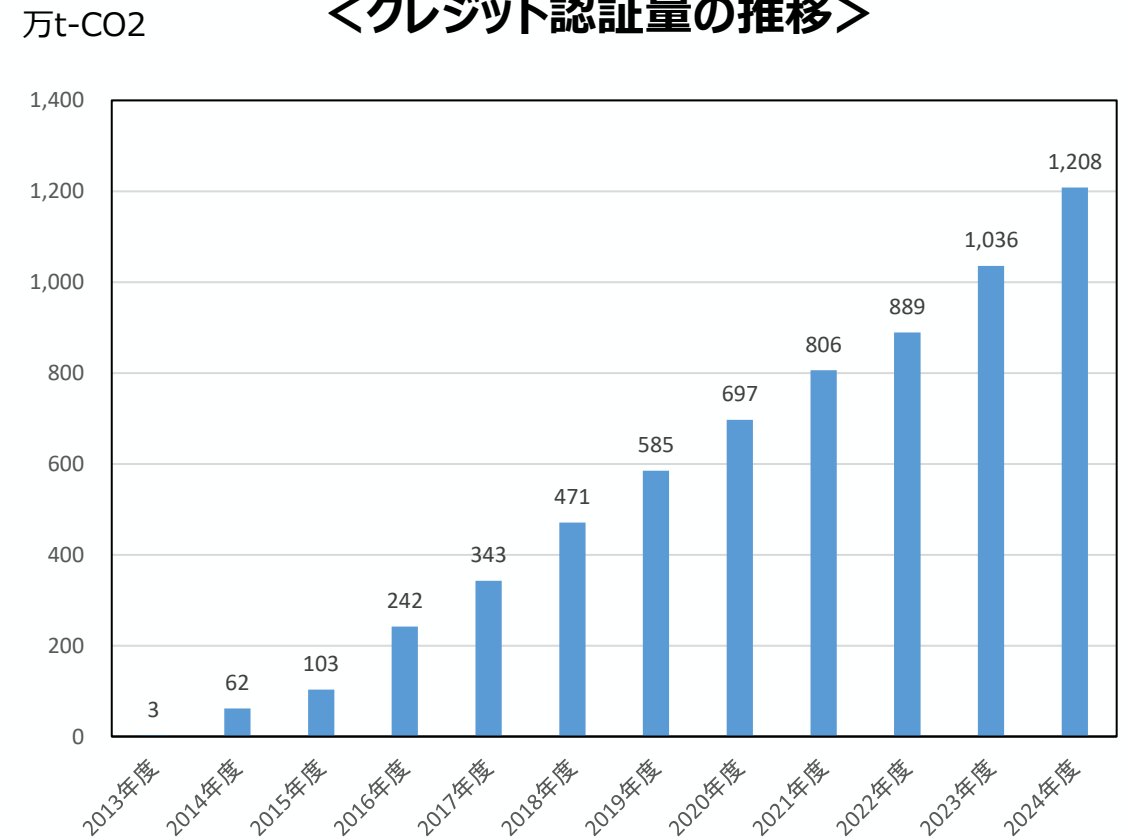
- J-クレジット制度クレジット認証回数：延べ1,304回
- J-クレジット制度クレジット認証量：約1,208万t-CO₂

※2025年3月末時点

＜クレジット認証回数の推移＞



＜クレジット認証量の推移＞



J-クレジット制度の最近の動向②

- カーボン・クレジットの流動性を高め、価格を公示するための取引プラットフォームとして、J-クレジットを対象としたカーボン・クレジット市場を2023年10月11日に東証に開設。
- 開設以降、現在までに347者が取引参加者として登録し、約108万トン、総額43.5億円が取引。

カーボン・クレジット市場の概要

2026年1月30日時点

項目	概要
売買の対象	J-クレジット
参加者	企業・地方公共団体な 347者 (2026年1月23日時点)
約定時間 (注文時間)	午前 1回 11:30 (注文時間 8:00~11:29) 午後 1回 15:00 (注文時間 12:30~14:59)
売買の区分	クレジット活用用途に応じた 9分類 (①省エネ、②再エネ電力、③再エネ(電力:木質バイオマス)、④再エネ熱、⑤再エネ電力・熱混合、⑥森林、⑦農業(中干し期間の延長)、⑧農業(バイオ炭)、⑨その他)
取引手数料	当面の間は無料

2023/10/11~2026/1/30のJ-クレジット 約定結果

▶ 1,075,040t-CO2 (総額約43.5億円) が約定

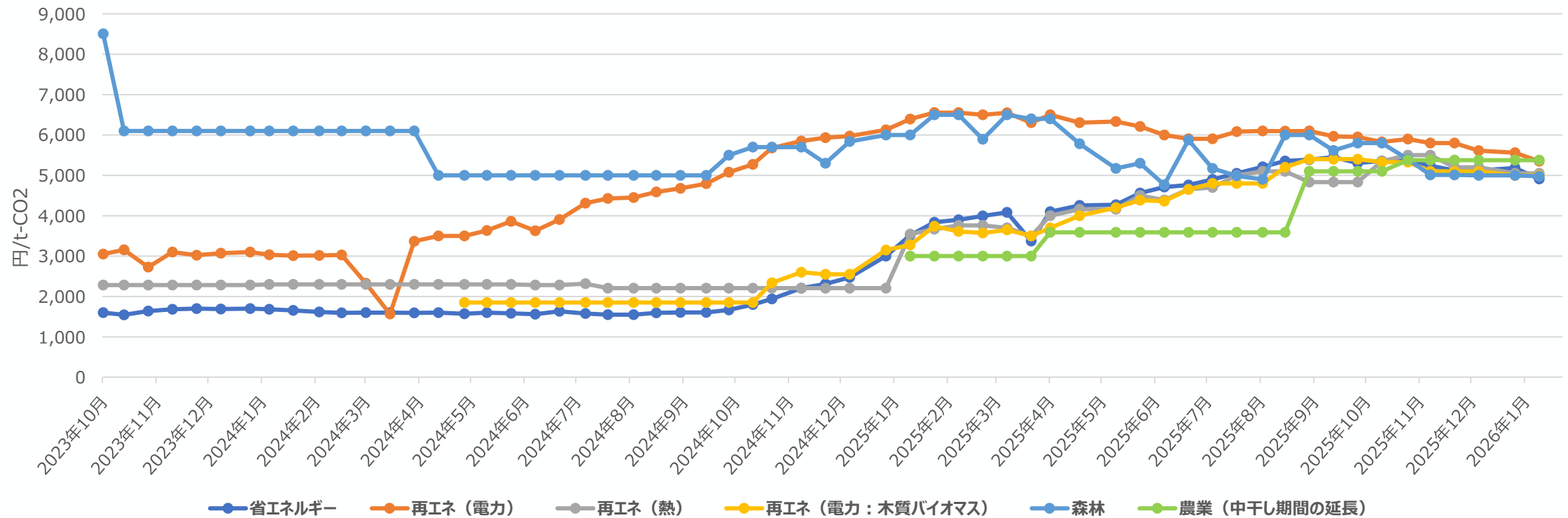
	約定価格 [円/t-CO2]	約定数量 [t-CO2]
省エネ	2,899	351,884
再エネ ※ 価格は電力・熱の加重平均	4,577	701,186
森林	5,573	20,714
全体 ※ 価格は全約定クレジットの加重平均	4,046	1,075,040

J-クレジット制度の最近の動向③

- 再エネクレジット（電力）について、市場開設当時は約3,000円で取引されていたところ、直近では約5,000円で取引されている。
- 2025年1月6日から「農業（中干し期間の延長）」及び「農業（バイオ炭）」の区分が追加された。

2026年1月30日時点

各クレジット区分加重平均価格の推移

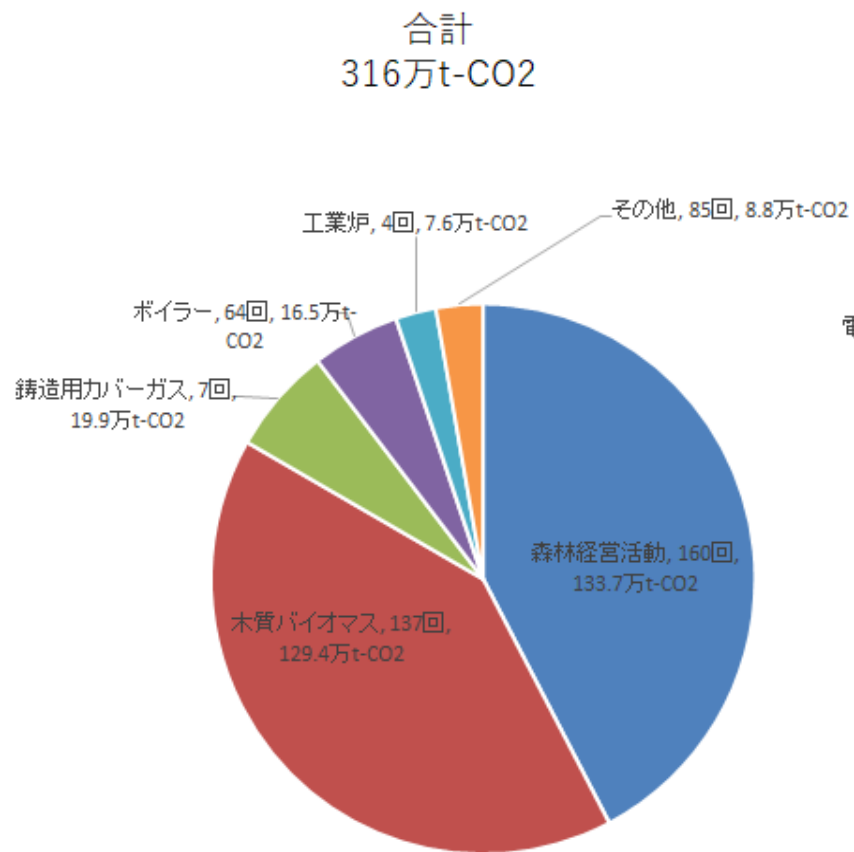


(出典)東京証券取引所カーボン・クレジット市場における取引結果をもとに経産省で作成

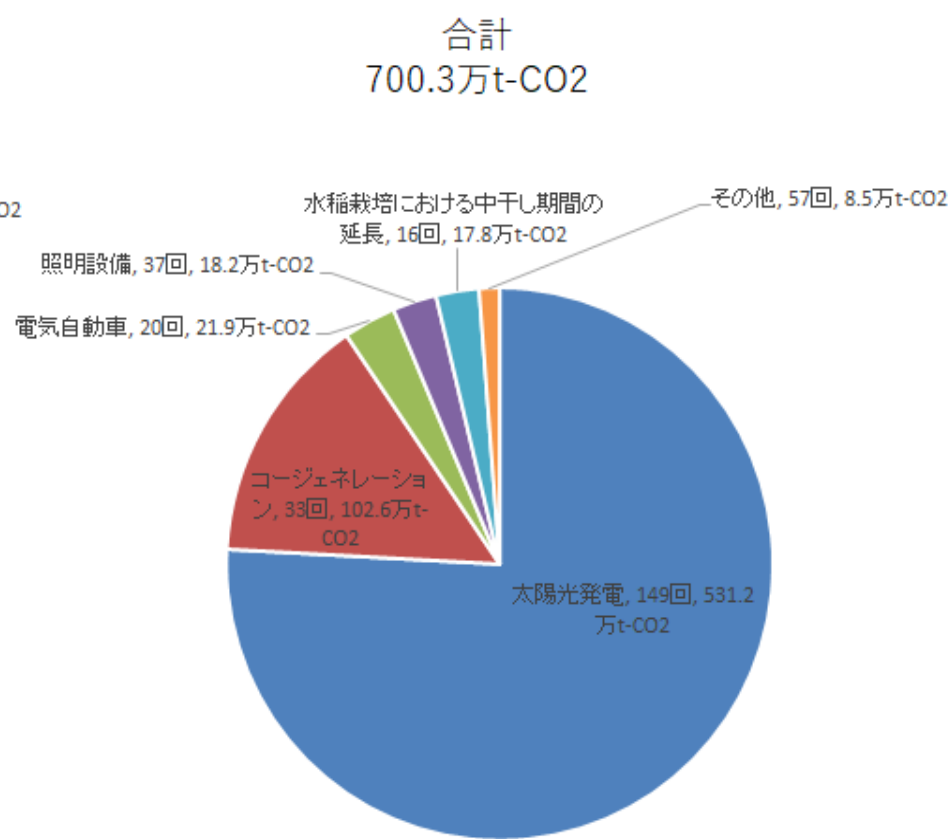
J-クレジット制度の最近の動向④

- 認証クレジットの方法論別内訳 (移行除く)は以下の通り。

適用方法論分類 (通常型)



適用方法論分類 (プログラム型)



(参考) 中小企業のGX推進に向けた施策パッケージ

中小企業が抱える課題として代表的な3つのステージ

1. GXのメリットや取組方法、
排出量等が分からない

2. 具体的な取組の進め方が分からない、
計画が立てられない

3. GXに取り組みたいが、資金が不足

相談窓口の設置
排出量等の算定

地域等での支援体制の強化
排出削減計画等の策定をサポート

資金面での支援強化

1 中小機構による支援等

- ・全国10カ所の地域本部に相談窓口を設置
- ・脱炭素に取り組む必要性や取組方について学ぶ無料の動画を公開
- ・商工会議所等においてもGX、省エネなどについて相談対応

2 エネルギー消費量・排出量算定支援

②-1 省エネ診断

【令和7年度補正予算額：33億円】

- ・省エネの専門家が中小企業を訪問しアドバイスを実施（IT診断によるエネルギー使用の見える化含む）。改善提案に対するソリューション提供企業との「マッチングプラットフォーム」を令和8年度創設

②-2 省エネ補助金（IV型：エネルギー需要最適化型）【金額は⑥内の省エネ補助金の内数】

- ・エネルギー使用状況の見える化・最適化を行うエネマネシステムの導入を支援

②-3 SHIFT事業

【令和7年度補正予算額：35億円の内数、令和8年度予算(案)：58億円の内数】

- ・DXシステムの導入に加え、設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などを支援

3 地域支援機関等の取組を後押し

③-1 事業環境変化対応型支援事業（うちGX支援体制構築実証事業）

【令和6年度補正予算額：112億円の内数】

- ・商工会議所を含む地域の支援機関や地域金融機関のGXサポート人材を育成

③-2 地域ぐるみでの支援体制構築事業

【令和8年度予算(案)：17億円の内数】

- ・商工会議所を含む地域の支援機関や金融機関等が地域ぐるみで連携し、域内中小企業の脱炭素経営を多面的に支援する体制構築を促進

4 中小機構による支援

- ・排出削減計画の策定などの伴走支援

5 大企業等による中小GX推進を支援

⑤-1 バリューチェーン全体での排出削減計画策定支援事業【令和8年度予算(案)：17億円の内数】

- ・サプライチェーン全体での脱炭素化を目指す大企業等が、取引先の中へGX推進の支援を行う取組を後押し

⑤-2 次期GXリーグ

- ・サプライチェーン全体の排出削減に向けて中小GXを推進していくためには、大企業との連携が重要であることから「サプライヤーとの協業の強化」を次期GXリーグ参画にあたって企業自らコミットする取組の種類の1つとする

6 設備投資等の支援

⑥-1 省エネ補助金【国庫債務負担行為を含め2,450億円（令和7年度補正予算額：675億円）】

- ・省エネ設備への更新を企業の複数年の投資計画に対応する形で支援。サプライチェーンで連携した取組等への支援の強化や中小企業の大規模な省エネ投資を後押しするため、新類型を創設

⑥-2 新事業進出・ものづくり補助金【既存基金を活用：2,960億円】

- ・GXに資する革新的な製品・サービスの開発や新事業への挑戦を通じた中小企業の新市場・高付加価値事業への進出を支援

⑥-3 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業【令和7年度補正予算額：45億円の内数、令和8年度予算(案)：32億円の内数】

- ・初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電及び蓄電池の導入を支援。

⑥-4 Scope3削減企業間連携省CO2促進事業【令和8年度予算(案)：15億円】

- ・大企業等が、取引先となる中小企業等のサプライヤーとともに「省CO2化に資する設備の導入等を支援

⑥-5 カーボンニュートラル投資促進税制【令和8年度税制改正(認定期限延長：令和9年度末まで)】

- ・脱炭素化と付加価値向上を両立する設備投資に適用。大企業がサプライチェーン上の中小企業に排出量削減の取組支援をした場合の要件緩和を含め一部見直し

- JFCのGX関連融資、低炭素リース信用保険制度も継続

※このほか、各経済産業局では支援機関向けの施策の講演、先進的な中小企業の取組事例の公表等を実施。

(参考) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充・延長等

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 温室効果ガス2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素効果の高い投資の加速が不可欠**。
- **今後も企業の脱炭素投資を後押しするため**、生産工程を効率化する等炭素生産性を向上させる設備の導入時に活用可能な**カーボンニュートラル投資促進税制を拡充・延長等**する。

改正概要

【適用期限：2028年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで】

- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大8%の税額控除（中小企業者等※¹の場合は最大10%）又は30%の特別償却※¹を措置※²。
- 炭素生産性の向上率を以下のとおり見直し。特定大企業※³がサプライチェーン上の中小企業者等の排出削減を目指す取組を支援した場合、炭素生産性の向上率は現行どおり。

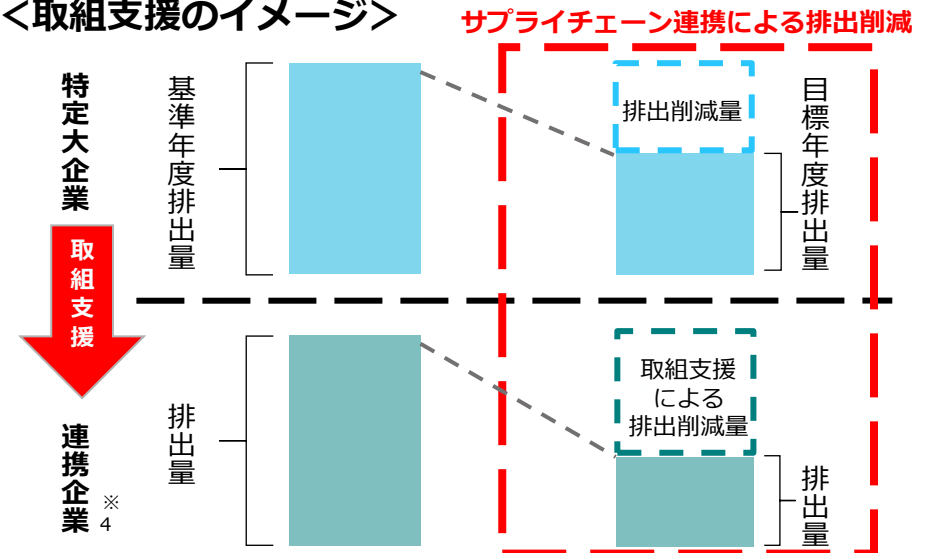
<炭素生産性の相当程度の向上と措置内容>

企業区分	現行		改正後	
	炭素生産性の向上率	税制措置	炭素生産性の向上率	税制措置 (令和8・9年度)
中小企業者等	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%	22%	税額控除 10% 又は 特別償却 30%
	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%	17%	税額控除 5% 又は 特別償却 30%
中小企業者等 以外の事業者 ※連携企業へ 取組支援をした場合	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%	25% ※ 20%	税額控除 8% 又は 特別償却 30%
	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%	20% ※ 15%	税額控除 3% 又は 特別償却 30%

※1・・・中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の5第3項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の6第2項第1号に規定する中小企業者。

※2・・・措置対象となる投資額は500億円まで。控除税額は法人税額又は所得税額の20%まで。

<取組支援のイメージ>



- 取組支援により、連携企業の炭素生産性の向上率が30%以上となる必要がある。
- 一定の要件を満たした場合、連携企業自身も本税制の適用が可能。

※3・・・サプライチェーン連携を実施している中小企業者等以外の法人をいう。

※4・・・連携企業とは、特定大企業のサプライチェーン上の国内の中小企業者等をいい、グループ会社を除く。